

7. 勧告と異なる就学，就学猶予の意見書・診断書の例

特別支援学級への就学

- A. 発達テストの点数から特別支援学校への就学を勧められているが特別支援学級を希望

〇〇年から拝見しているお子さんです。生活習慣としてのトイレ，食事，着替えなどは一人でできるようになっており，日常生活における簡単な指示の理解と実行もできます。発達テスト（知能検査）の点数が〇〇のことですが，慣れない場所での検査で力が出せていなかった可能性もあります。これまでの経過からは特別支援学級での学びが可能と考えております。

- B. 発達状況からは通常学級への就学を勧められているが，特別支援学級を希望

〇〇年から拝見しているお子さんです。知能検査の結果は〇〇で平均的な数値ですが，コミュニケーションの苦手さや感覚過敏（特に大きな音や雑音でパニックになることがあります）があります。また新しい場所に慣れることにも時間がかかります。小学校就学については少人数の落ち着いた環境でスタートし，その後に経過を見ながら在籍を検討していただければと思います。

特別支援学校への就学

- C. 特別支援学級への就学を勧められているが，特別支援学校を選択したい場合

〇〇年から拝見しているお子さんです。トイレや食事は一人でできるようになり，言語も少し遅いながら伸びてきていますが，衝動性があり，離席や飛び出しなども予想されること，また新しい環境に慣れることに時間がかかること，かんしゃくによって物投げなどの行動があることなどを考えますと，特別支援学校への就学が望ましいのではないかと考えます。ご検討いただければと思います。

就学猶予を申請する場合の診断書例

本児は〇〇年４月に小学校への就学の予定ですが、〇〇年より小職が拝見しています。発達の遅れ、コミュニケーションについてはかなり追いついてきましたが、就学よりもさらに１年間集中的なトレーニングを行うことにより、発達面での効果も期待されます。学校教育法第18条の「その他の事由」により、就学困難として就学猶予を認めていただければと思います。なお猶予が認められた場合の１年間については〇〇において〇〇のトレーニングを予定しているほか、〇〇に通園（保育園、幼稚園、療育施設など了解の得られているところの名称）する予定です。

*就学猶予願（保護者が記入）、診断書、猶予の１年間の生活計画（保育園、療育施設など：事前了解が必要です。問い合わせがある場合もあります）をセットにして一般的には就学時健診の開始される前（９月ころ）に提出します。